

会

議

午前10時 0分開議

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定について、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定について、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第87号 令和元年度下田市民国健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、以上20件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

産業厚生委員長 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） おはようございます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

2) 議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定について。

3) 議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

5) 議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

6) 議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

7) 議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

8) 議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

2. 審査の経過。

12月17日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川上下水道課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長、井上市民保健課長、高野環境対策課長、白井建設課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを、まず、お尋ねをしたいと思います。

御案内のように、外ヶ岡の交流館の指定管理者を、引き続いて一般社団法人下田市観光協会をお願いをするこういう内容であるわけではありますが、公募によらない指定をした、こういうことでございます。公募によらない指定をしている理由、最大の理由とは何かと、私はそういう意味では公募によらない指定が妥当ではあるとは思ってはおりますが、委員会として、その妥当性の根拠をどのように審議をされたのか、されなかったのか、第1点をお尋ねしたいと思います。

そして、なお、この施設の中には大久保婦久子さんの作品が数十何点保管されていようか

と思います。

そして、また伊豆文庫等の保管もこの施設でされているということを指摘してまいりました。このような下田市の財産といってもいいようなものは、今のままの管理でいいのかなのか、検討すべきではないのか、こういう思いから質問をしたところでございますが、こちら辺の管理が指定管理者との関係がどのようになっているのか、どのような議論がされたのか、されなかったのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

引き続いて、議第75号の下田市水道事業及び公共下水道におきます剰余金の処分に関する条例の制定でございますが、議会の議決を経なくても、ある一定の条例の議第75号の条例案第2条、利益の処分につきましては、減債積立金あるいは利益積立金、建設改良積立金これらのものに基本的に積み立てるんだ、それ以外は使うことはなりません、こういう形にするので、議会の議決は要らないことにしてほしい、こういう内容であろうと思います。

しかし、ただし、2項にただし書きがあって、前項の規定により積み立てた積立金はその目的以外の用途に使用することはできない、明確にできないとしているわけで、その以下の部分は私はいらないと思うわけです。質問をしても、これ以外に使うことはまずないと、こういう答弁をしているわけですので、やはりその厳格性を求めるという、条例の厳格性を求めるという観点からいけば、当該目的以外の用途に使用することについて、議会の議決を経た場合はこの限りではないと、ただし書きで前項の全ての規定をないがしろにするような規定をこの第2条のただし書きで明文化しているわけですので、このただし書きは、私は削減をすべきではないかと、こう思うわけですが、これらの点について、どのような議論がなされて、こういう結論、これでもよしいんだという結論を出したのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 産業厚生委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 議第73号 外ヶ岡交流拠点についてですけれども、公募によらない理由の議論があったかということなんですが、そのものについての議論はなされませんでした。

また、大久保婦久子さんと伊豆文庫についての議論もありませんでした。

議第75号については、目的外以降の話ですが、ここについては議論がなされました。

本会議では、ちょっとその辺の目的外は何ぞやというような意見が、質問があったかと思えますけれども、そのときはっきり話が、お互いの話ができていなかったかのように思いま

すけれども、委員会の中でもその話についてはありました。

どうということが想定されるのかと、一般的に減債基金がかなりやはりそちらのほうに積むことが多いではなかろうかと、また建設基金だとかほかにもありますけれども、それを取り崩すには議会の議決がいるというような項目になっていますけれども、その内容については、例えば想定外の大型災害みたいなものとか、ほかに何かあるのかということなんですが、想定外の何らかのものがあるときに、やはりそこから崩していきたいというような意見というか、答弁がございました。

ですから、そこについては、本会議でははっきりとその辺の物事が出てこなかったんですが、大型災害という1つの言葉も出てきております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 75号につきましては、大型災害等のときは議会に出ると、そういうことであれば結構かと思うんですが、本会議の中で質問している事項についても、委員会で議論がされていないというのは怠慢ではないかと思うわけです。委員長として、一定の謝罪なり見解を出すべきだと私は思うわけです。そんな委員会でいいのか、そんな議会でいいのかという、こういうことにつながっていくと思うわけです。

指摘していないならともかく、大久保婦久子さんのことや伊豆文庫のことについて、質問しているわけです。委員の皆さんはそのことを自分が質問したことを承知でしょう。にもかかわらず、そのことさえ議論さえしないというのはどういう委員会だと、こういうことになるかと思うわけです。

委員長として、一定の見解を出していただきたいと。認められないと。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） まず、その公募によるかよらないかと、その議論については沢登さんのほうも理解しているようですけれども、皆さんがやはりその辺については理解しているから質問をしていないんじゃないですか、そういう面では。それはそう思います。

それと、やはりその大久保婦久子さんと市史編さん、いわゆる教育委員会に関係する部分については、一定の方向性は言っておりますけれども、現実にはそれをそこに持っていき、持っていないというものが確定しているわけではなくて、提案されているわけでもないんで、そういう意味では質問がなかったということは、そういうふうに私は理解しております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） 資料のこの27ページを見れば、この指定管理者が伊豆文庫閲覧者の受け付け、貸し付け業務を行うと明記しているでしょう。

市史編さん室の管理についても指定管理者が行うんだと書いてあるでしょう。にもかかわらず、それらについて議論しないというのは、今、委員長の答弁の内容と当局の提案している内容とは明確に私は違うと思うわけです。是非ともそれは間違いは間違いとして、委員長、謝罪すべきだと思います。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

産業厚生委員長（進士為雄君） 書いてあっても、現状同じようにとりあえず運営していくわけではないですか。この3年間。明らかにそれを動かすというものであれば、当然それなりの審議をしなければならぬと思いますけれども、現状と変わらないということの中で、委員の皆さんも何もその辺に気にも持たなかった、そういうふうに思います。

ですから、委員長としても、皆さんの要するに質疑に対して、要するにあえてその辺のところは触れなかった、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

2) 議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

3) 議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

4) 議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

9) 議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定について。

10) 議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

11) 議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

12) 議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

13) 議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

14) 議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

15) 議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

16) 議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

2. 審査の経過。

12月17日、18日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋副市長、平井統合政策課長、日吉総務課長、鈴木生涯学習課長、須田福祉事務所長、佐々木税務課長、土屋防災安全課長、土屋学校教育課長、黒田監査委員事務局長、鈴木会計管理者兼出納室長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(小泉孝敬君) 総務文教委員長は、自席へお戻りください。

次に、議第76号については、沢登英信君から、会議規則第105条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

[13番 沢登英信君登壇]

13番(沢登英信君) お手元の少数意見報告書を読み上げて、提案にかえさせていただきたいと思います。

令和元年12月18日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。

総務文教委員、提出者、沢登英信。

賛成者、進士濱美。

少数意見報告書。

令和元年12月18日の総務文教委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

記。

1. 議案番号。

議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

2. 意見の要旨。

国において働き方改革が論議され、臨時、非常勤職員の任用、勤務条件等について、待遇改善を図る法改正、地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律が、令和2年4月1日から施行がされます。

これに伴い、現在の臨時職員等について、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し、任用することになるものであります。

現在の臨時職員は159人で、その内訳はフルタイム、いわゆる1日7時間45分勤務、正規職員と同じ勤務時間ではありますが、この方は86人。パート職員が、臨時職員が73人。これを全て1日7時間以内の週38.75時間未満の職員にするという内容となっているわけでありませぬ。

これでは正規職員と同じように1日7時間45分で働きたいと思いましても、7時間以内に切り下げられてしまいます。まさに新たな賃金差別を持ち込む内容となっております。現在の1.33か月分の期末手当を1.6か月分にするんだと、これらの要求は予算要求を見ると2,200万円から2,600万円の予算増になると当局は言っております。

しかし、具体的に臨時職員のAさん、Bさんが幾らになるかの資料は、当局は提出をしていません。

そして、この条例の施行規則も議会には正規のものとして提出がされていないわけでありませぬ。こういう状態で、例えば下田保育所は、正規職員が12人、臨時職員、フルタイムの臨時職員が9人の保育士で運営がされております。認定こども園においては、正規職員が13人、臨時職員は19人です。フルタイムが17人、パートが2人という内容かと思いませんが、保育士で運用がされております。

本年3人の退職保育士に対し、5人採用するから2人増で対応できるんだと、こう言っているわけありませぬが、この臨時職員がいなくて園の運営がおぼつかないことは明らかであろうかと思っております。

下田保育所では、AからFまでの6種の勤務体制、シフト制をとっております。認定こども

も園では、正規職員はAからEまでの5種、臨時職員はA、B、B´からGまで8種のシフト制で運営をされております。短時間保育、長時間保育、あるいは通園バスに乗る子、乗らない子、ゼロ歳から2歳まで、3歳、4歳、5歳までのクラス分けがされ、大変な状態となっていようかと思うわけであります。

このようなときに、補助的臨時職員と決して言えないフルタイム職員をゼロにする扱いは、何よりも法の趣旨である臨時職員の待遇改善どころか、改悪そのものにつながってまいります。

そのしわ寄せは正規職員、保育児、あるいは父母に行き、サービスが切り下げられていく心配がされるわけであります。

議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、問題はないが、その運用などが問題である。条例は可決すべきである、こうおっしゃる議員もおります。しかし、皆さん、この条例の運営がこのような法律の趣旨に合わない、運用ができるような条例の内容になっていることも明らかであると思います。

これは、議員及び議会のチェック機能を無視し、その責任を果たさないことになってまいります。市当局は臨時職員の待遇改善をすべき条例を用いて、逆に臨時職員の待遇を結果として改悪してもよいものだ、こういうことになってまいっております。

少なくとも国家資格が必要とされる職種の方や、現在の86人の方のフルタイム臨時職員として、保障される必要があると思います。しかも現在の159人の臨時職員は全て解雇し、新たに採用試験をして採用をする。しかも、1年ごとの採用となり、大変な不安定雇用を認めることになってまいります。

したがって、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用に関する条例の制定については、否決をし、施行規則の制定とその運用についての改善点が明らかにされた時点で、議会として結論を出すべきものであることは明らかであるかと思っております。

私は議会として、当局に反省を強く求めるべきものであると、可決することは議員及び議会としての任務と責任を放棄することになると、こう考えるものであります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 少数意見者は、自席へお戻りください。

総務文教委員長、登壇願います。

委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

議長（小泉孝敬君） それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に係り、御質問させていただきます。

本会議の中でも質問させていただきまして、臨時的任用職員159名が、新たに創設されま
す会計年度任用職員に150名、その150名のうちパートタイムに150名、フルタイムにゼロ名
という説明を受けましたが、委員会の中でその振り分けについて、本人、また職員団体との
協議があったかどうかについて、当局からの説明があったかどうか、また、その振り分け
に対して、委員会の中で協議があったかどうか、お教えいただきたいと思ひます。

議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 各臨時の方の協議あったかないかということについては、
審議いたしませんでした。出ませんでした。

〔「出てるよ」と呼ぶ者あり〕

総務文教委員長（滝内久生君） いや、ちょっと待ってください。言いましたか、私のメモ
に書いてあるけれども……。

議長（小泉孝敬君） それでは暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時41分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長より報告を、答えを、報告をお願いします。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

総務文教委員長（滝内久生君） 今の江田議員の質問ですけれども、職員、臨時の方につい
て、協議をしたのかということについては、今、お時間いただきましたけれども、そのような
審議は一切ありませんでした。

1番（江田邦明君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。なければ。

以上をもって、総務文教委員長に対する質疑は終わります。

次は、沢登英信君、登壇願います。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

議長（小泉孝敬君） 次に、議第76号に対する少数意見の報告に対し質疑を許します。

質疑のある方はいますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

質疑はないものと認めます。

これをもって、議第76号についての少数意見に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

以上で、委員長報告、少数意見報告書、質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市水道事業及び下水道事業における剰余金等に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 先ほど、少数意見の留保で発言をさせていただきましたけれども、まさにこの条例は、159名もの今日の臨時職員の皆さんの待遇を、議員、議会が決すると、こういう内容、大変重大な内容を含んでいるわけであります。

しかも、この方々の給与につきましては、その労働の対価に値し、明日も元気に働きに来てくださいと、こういう対応ではないと、報酬にするんだとかたちになっているわけがあります。労働の保母さんや等々につきましても、感謝の謝礼を出すんだと、こういうような枠組みでこれが考えられてまいつているわけがあります。

交通安全の指導員につきましても、いわゆる有償ボランティアであると、こういう考え方を深く取り入れていこうと、こういうことになっていようかと思うわけであります。

そして、先ほどは保育所の例を挙げましたが、保育所、認定こども園の例を挙げましたが、放課後児童クラブの担当の皆さん、小学校、中学校、特に学校関係で働く方々の臨時の方についても同様になってまいるわけであります。

そして、レセプト点検であるとか、それぞれ資格が必要な方々のこの給与体系とといいますか、報償体系も1年単位ではありますけれども、約10種類ぐらいあると、こういう仕組みになっているわけであります。資料を見ますと、保育所1級23号に位置付けられる人、月額16万7,300円だと、そして、さらに最上級の人、1級32号、18万5,400円だと、それぞれの経歴や年齢や等々で加味をするということは結構かと思いますが、これが正常に運営されるかという疑問も出てこようかと思えます。給与を引き下げようとするれば、安いパートの人しか採用をしない、こういう差別を導入されるのではないかという不安も払拭ができずにいるわけであります。

基本的な位置づけの報償額は引き下げられても、先ほど言った期末手当が引き上げられるので、結果として給与体系とといいますか、この報酬体系はよくなるんだと、賃金体系はよくなるんだと、こういう言い方を当局はしておりますが、日常月々にいただくこの報酬分が、賃金分が引き下げられて、ボーナスでそれが補填されると言いましても、結果的には引き上がるというようなことが必ずしもいえない、それは引き上がる方もいるかもしれないけれども、同じ人が賃金体系が今よりも引き下げられる人もいるかもしれないと、こういう状態になるわけであります。

そして、具体的に今いる159人の人たちが、86人のこのフルタイムの人たちが再び採用されるようになったら、どういう報酬体系になるのか、幾らもらえることになるのか、この資料を提出願いたいと、このように当局に依頼をしましても、それらの資料は提出がされてきていない、こういう現状になっているわけであります。

このような現状の中で、議会として結論を出してしまう、しかも働く人たち、働き方改革、まさに当局としては、働かせる勤務状態を、臨時職員の状態を、待遇をよくしなければならぬ条例であるにもかかわらず、その目的と反対の対応ができるような条例運用を許すような条例をそのまま通していいはずが決してないと思うわけであります。

しかし、残念ながら、委員会をリードしている年配議員はそれでいいんだと、このように突っ走っているわけであります。全く議員としてのチェック機能を放棄している議員だと、

私は考えるわけでありませぬ。

そして、皆さん、これらは下田だけではありませぬ。平成30年の10月に既に政府は、こういうような、国は方向を目指すんだ、資料が出てきているわけでありませぬ。当局は十分に検討をする時間をとってあるにもかかわらず、このような不十分な条例案を今日提出してまいつているわけでありませぬ。

そして、皆さん、今日のニュースで、国は期末手当を臨時職員にもきっちり支給をするという制度をとつたので、各自治体は財政的にも大変困難になるだろうと、各自治体から国が責任を持ってほしいと、こういう要求が沸き上がつてきて、それに対応をしましようという結論を国は出しているようでありませぬ。

それらのものは既に当局に届いている。ですから、交付税算入されるということになれば、臨時職員のための賃金を引き上げて、それに対する交付税が交付される、引き上げなければ当然国のほうは要らない費用ですから交付税は来ない、こういうことになるわけでありませぬ。

こういう全体の状態の把握の中で、今、議員の皆さんがこの議案を通すか通さないか、そして、臨時職員の人たちのための待遇を改善するか、することができるかどうかのその権限が皆さんに任されているわけでありませぬ。

これをそのまま通してしまうということは、当局にその権限を全て譲ってしまい、原案のように159人の臨時職員を全てフルタイムの職員ではない、パート職員、報酬職員に、臨時職員にしてしまつていいんだと、こういうことを議会として結論づけることになると思うわけでありませぬ。

是非とも多くの議員の皆さんが、良識を持って、議員として、また下田市議会として責任の持てる結論を出していただきますようお願いをいたしたいと思ひませぬ。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 2020年4月から施行されるこの制度は、同じ仕事をする正規職員と非正規職員の待遇や賃金格差をなくすという考え方だと思ひませぬ。

現在、先ほども沢登議員のほうからありましたが、下田市においては臨時職員が159名おります。うちフルタイム86名、パートタイム73人となっております。

我が下田市においては、この条例の制定に当たり、全ての臨時職員をパートタイマーとしていくものであります。この点について、2日間にまたがり議論をいたしました。

同一労働、同一賃金の目標とした本条例ですが、その運用については総務文教委員会の総意として、再度検討をしていただくことで副市長にお願いし、来年1月中に改めて当局から、委員会の意見を尊重し、回答をいただくことを約束していただきました。

よって、条例に関しては賛成の立場をとらせていただきます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

9番（進士濱美君） 私は、沢登議員の提案に対して賛成者として、今回の条例提案につきましては、反対ということでさせていただきます。

つきましては、多少、沢登議員の補足をする格好で少し述べさせていただきます。

ただいま、渡邊議員から賛成という意見ございましたけれども、委員会の中で少し勘違いをされている意見が出ていたんだろうと、1つ申し上げます。

と申しますのは、外殻の柱全体、法律そのものは賛成であるけれども、運用について、今回話し合っているわけなんです、運用については、今回正月明けのなり、しばらく時間をとって、副市長のほうから検討させていただくということで閉会をいたしました、実は勘違いがございまして、議員の方、法令そのものというのは既に国が決めてあることございまして、下田市議会が決めるものではございません。骨格というのは国の法律です。ここで決めるのは、運用の問題をどうするかを自治体で決めてくださいというのが、総務省の通達に来ているのではないですか。これ2年半前です、来てるのは、既に来てるのが。

私たまたま見つけたんですが、2回にわたって作り方のマニュアルが届いております。2回目に届いているのが1年半前、去年の12月来ております。担当者に来ているはず。その中で、例えば条例、ただいま審議しております条例につきましては、各自治体は遅くとも平成31年2月から3月の議会において提案し、既にもう1年過ぎております。その性質を図ることになりますというガイドが書かれております。

それが今回、下田市の場合はぎりぎりの今回の12月の議会で初めて説明がなされました。私ども委員会が内容について、丁寧にあるいは趣旨のとおり、働く下田の若いお母さん方

が中心だと思うんですが、その方たちが安心して働ける職場格差解消につながるんだろうという内容を期待して、我々は意見を交換したはずです。

ところが、現状の提案されている内容そのものを皆さんはオーケーとするのであれば、これは改悪という結果になるわけです。

早速、私、昨日委員会が終わりました、3人の臨時職員にお尋ねしました。家に尋ねて、そしたら1人の方は早速私はもうやめますと、保母さんでしたけれども、こういう方が早速現れております。説明もありませんでした。唯一あったのが、あなたは4月1日からこういう制度になりますけれども、まだ働きますかという意向の調査はあったということはありません。ところが内容はどうなって、あなたの身分がどうなって、賃金がどうなって、その賃金の見返りとしての仕事の内容と責務はこうなるほうにきつくなりますという説明は一切受けていませんというのは、昨夜の実際の担当者の職員の答えでした。こういう曖昧な中で、結論を出していったいいのかという部分です。

もし、賛成をなさる議員がいらっしゃるのであれば、勘違いが少しでも入っているようであれば、しっかりとその辺を考えていただきたいと思います。非常に重要な結論を私たちはしなければなりません。

しかも、沢登議員から先ほど、ニュースが昨日、我々、委員会が終わってから、私偶然見たんですが、共同通信の発表です。全自治体へのこれに伴う増加の手当は交付税措置をしますと、総務省通達が出ているのではないですか。出たばかりです。例えば、資格のある保母さん等が、もう少し対応がよくなって、すると恐らく5,000万円ぐらいいくんだらうという事前の予測があったと思います。私の知る限りでは、ある町は3万7,000人の住民ですが、ここは従来どおりから、さらに手当を付けていくと、約7,500万円ぐらいいくんだらうという記事がありました。

それから見ますと下田市は当然5,000万円ぐらいいくんだらうという、私も推測したんです。ところが議会の中では2,200万円から2,600万円という本会議での御対応がございましたが、これは相当に抑え込んだ数字でここに来ているわけです。それは全てがフルタイムをやめて、パートタイムにしよう、7時間以内にしようという中で、2,200万円がようやく抑え込んだという、これは執行部にすれば、厳しい財政の中で、当然そういう姿勢が出るのは私は疑いません。それはそれで結構だと思います。1つの姿勢として、しかしながら、ひるがえってこの若いママさんたちを中心とした160名の方たちが、下田の中で働いてく中で、仕事が、職場が非常に厳しい中で、そういうものを市役所の保身のほうで、さらに厳しい条

件を出すべきではないとこう考えます。

それを後押しするかのよう、総務省が昨夜、委員会が終わってから、交付税は国のほうで負担しますという発表がなされたばかりです。

これらを踏まえて、是非皆さん検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第76号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを決することに決定いたしました。

討論、採決の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

ここで10分間、11時15分まで休憩といたします。

午前11時 5分休憩

午前11時15分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、討論、採決を行います。

次に、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第78号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第80号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第81号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

皆さん御案内のように、下田市立中公民館及び白浜の公民館を廃止する内容となっているものであります。

そして、市は中央公民館を除いて、今あります朝日公民館、あるいは稲沢公民館を次々と廃止をしていこうと、その一里塚、二里塚といいますかの内容としてこれが出てきていようかと思えます。

しかし、現実の中では公民館法は生きており、公民館活動は必要な活動であるところという具合に私は認識するものであります。

中央公民館のみで公民館活動が十分にできるのか、この質問に対し、担当課長はなかなか困難であるところという具合にも答えているわけであります。

したがって、私は、当局が進めている中央公民館だけ残して、あとの公民館は要らないんだというこの方針そのものが間違っていると、こう考えるものであります。間違った方針で次々とこのような方向を進めてまいることには反対でございます。

そして、その実態としては、各区長さんや地域の方々は、地域のコミュニティーのセンターとして、公民館というのは必要である。にもかかわらず、当局はそれを廃止しようとしておりますので、もう既に、十数年をこの方針が出してから経っていようかと思えますけれども、今なお、地域住民との軋轢を起こし、きっちりした形で処理ができないと、こういうことになっていようかと思うわけであります。

区民の方や市民の方が、了解をしてこの方針を認めたわけではありません。ただ財政上のまさに理由によって、経費をかけたくない、必要な公民館であるにもかかわらず、それらを廃止して中央公民館だけ残せばいいんだと、このような市当局の方針、行き方は全く私は間違っていると、訂正をしていただきたいと、やはり社会教育の大きな拠点が公民館であるという認識をきっちりと議会人としても位置付けていただきたいと、このように考えるものでございます。

以上の理由によって、この条例改正に反対をするものであります。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 議第82号議案 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、賛成の立場として意見を述べさせていただきます。

下田市の公民館の多くは老朽化し、利用度も低下して、維持管理が難しくなっている

のが現状となりました。

市主導の公民館というコミュニティーの場を順次廃止し、地域住民主導で区の集会場やコミュニティーセンターなどのコミュニティーの場を作り、運営していくことにより、利用度、自由度の高い、活気ある交流の場を作ることができると考えられます。

よって、議第82号議案 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については賛成をいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第82号 下田市公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

下田市災害復興資金貸付け条例は、皆さんも御案内のように、私どもの大先輩がこの制度を条例化にし、施行してまいっているものであらうと思います。

激甚災害や国の災害の指定が起きなくても、下田市民が小さな規模の災害であっても、その人個人にとっては大変な災害の負担を強いられるということになると、そういうものについては市が手を貸していこうと、見舞金やあるいは貸付制度を設けていこうと、こういう精神のもとに作られた条例であらうと思います。

したがって、この審議の中でも、県内でも下田市においてこのような条例を持っているところは多くないと、大変担当者も誇りに思う発言をしているところであろうと思います。

より使いやすく、そして、市民の災害を受けた人たちのこの被害や、心を心とするようなそういう運用や内容のものになっていなければならないと思いますし、そして、そのような思いからこの改正をしたんだと、こういう説明をされているわけではありますが、その内容はいささか目的と違う表現に私はなっていようかと思うわけであります。

まず、第一に指摘しなければならないのは、条例案の第2条であります。資金の貸し付けの対象となる災害については、災害の都度、市長が指定するものとするという、市長が指定するものとするというような規定は、従前の条例にはございません。災害にはどういうものかという規定があるだけであります。

災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象によるもの及び火災、事故等の人為的災害により住居、家財、または人身に被害が生ずることをいう。そして、市民に対するものだということを2項で決めているわけであります。

そして、条例におきましては、施行規則に委任をするという形態をとっているわけであり

ます。

第2条、貸付金の制度を受けられるか受けられないかのこの判断は、施行規則の第2条に譲られているわけであります。災害の指定、第2条、条例第2条に規定する、市長が指定する災害は、次に掲げるものとする。災害、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象によるもの及び火災、事故等の人為的災害により住居、家財、または心身に被害が生じたもので、ここまでは従前と同じ条件であります。

更に、そういう条件の上に、市長が告示をしたものをいう。市長の告示行為がないものについては、対象にしないと、こういつているわけであります。災害が起きれば、一日でも早く復旧をしたい、応援を受けたい、こう思うのが実態であろうと思います。それぞれの罹災証明を発行できれば、この条例に対応すべきであろうと思います。

更に、もう一方の手続きを、市長が告示したものに限るということになりまして、1週間なり2週間なり一定の期日が告示するまでには必要になってまいるわけであります。

このようなことからいって、この2条の規定は、従前と同じような規定にすべきである。従来行ってきたものの上に、更になぜ市長が告示したものに限る必要があるのか。範囲を狭めることになる可能性もあるし、そうでないにしても期日を遅らせるということになることは手続上、明らかであろうかと思うわけであります。

そして、貸付けの金額等につきましては、ほとんど金額が変わらない、最高で住居等が全壊した場合、350万円の貸付けをしますと、こういう具合になっているわけですが、今日の経済状態からいきまして、やはり物価高になっている中で、従前と同じ350万ではなく、多くのところが500万というような数字を提示してまいっておりますのは実態ではないかと思うわけであります。改正するのであれば、この貸付けの基金も増やして、この金額が350万から少なくとも500万に引き上げることができるような措置を検討していただきたいと思うものでございます。

更に、貸付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないというのは、従前と同じでございますが、今日、なかなか保証人が立てられませんか、借りられないとこういうことではなく、信用保証協会等の手続をとれば借りることができる、こういうような措置が多くのところにとられてきていようかと思うわけであります。これらの保証人につきましても、実態に合うような改正を求めたいと思うわけであります。

そして、何よりも第5条の第2項、その据え置き期間は無利子としますけれども、その後の返済には利息を年3%払ってくださいという具合になっているわけであります。利息の3%は、当時は大変低い利率であったかと思いますが、今日の経済状況から判断をしますと、3%の利息というのが決して安い利息ではない、むしろ高い利息だと、利率だということ具合にも言えるんじゃないかと思うわけであります。

できれば無利子に、あればそれが困難であっても、1%程度に引き下げていくというような検討が是非とも必要ではないかと思うわけであります。

第7条から12条までのそれぞれの規定は、返済についての猶予や返済しやすいような仕組みをつくらうということで、大変評価はできるところではございますが、先ほど申しましたような不備な点がございまして、これらのものを再検討していただいて、本当に引き継いだ条例として、市民に喜ばれる条例に完成をして、再度議会に提出をしていただくと、こういう努力を当局に求めたいと思うものでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） それでは、ポイントを絞って、短く賛成の立場としての意見を述べさせていただきます。

条例の内容は、従来よりわかりやすい表現に改められ、貸付限度額、利率ともに今までどおり変更なく、保証人を立てることにおいても当然だと思われま

す。よって、下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定に賛成いたします。

議長（小泉孝敬君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第83号 下田市災害復興資金貸付け条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第84号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第85号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第86号 令和元年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第87号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第88号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第89号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第90号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第91号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第92号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年度12月下田市議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午前 1 1 時 4 3 分閉会